第二十条　適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であって、平成二十七年地共済経過措置政令第三十六条第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十六年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた継続短時間労働被保険者に限る。）であるものについて、平成二十七年地共済経過措置政令第四十一条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2　前項の受給権者（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、平成二十七年地共済経過措置政令第四十一条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、平成二十七年地共済経過措置政令第四十一条第一項及び第二項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

附　則

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

条約

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十三号

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定

日本国及びドイツ連邦共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税及びある種の他の租税に関し、脱税又は租税回避を通じた非課税又は課税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための新たな協定を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2　この協定の適用上、いずれか一方の締約国の租税に関する法令の下において全面的に若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該団体又は仕組みの持分を有する者に対して租税が課される場合をいう。

第二条　対象となる租税

1　この協定は、次の租税について適用する。

(a)　日本国については、

(i)　所得税
(ii)　法人税
(iii)　復興特別所得税
(iv)　地方法人税
(v)　住民税
(vi)　事業税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　ドイツ連邦共和国については、

(i)　所得税
(ii)　法人所得税
(iii)　営業税
(iv)　連帯付加税

（以下「ドイツの租税」という。）

2　この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「ドイツ連邦共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、ドイツ連邦共和国の領域並びにドイツ連邦共和国が国際法及び自国の法令に従って天然資源（生物資源であるか否かを問わない。）の探査、開発、保全及び管理又は再生可能な資源からのエネルギーの生産のために主権的権利及び管轄権を行使する領海に隣接する区域（海底並びにその下及び上部水域）をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はドイツ連邦共和国をいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。